815
3

舊府政撰要集抜萃

禁令

三

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

一

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

法度

享保四年十月

中院[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

大ハ觸ニ上ヲ候ヘ事ニ大ニ候事ニ而ハ
ニ上ヲ所ニ名ニ而ハ扁ハ為文得見ニ得ヲ
下ニ云仕事也寄神ニ而ハ此ニ以ハ人得遠
一 又ハ觸ニ而ハ者ニ其所ニ名ニ也
題候ハ
八月

享保四亥年十二月

覚

一 今度川船ハ是人ハ改極市ニ而ハ稲ニ付可江戸并
関東筋川船ハ何船ハ小ニ改ニ更極市ニ更ニ
但江戸船ハ来子正月より四月六月迄無ニ見ニ
船ハ来年中ハ限リ江戸運送ニ序次第川船
来行所ニ船無ニ川船来行ニ来道無ニ次第

極下の更に前に極下の更後に於船なりと以ふ古
以後再出極下て更に且又江戸運送に序無之
船共船数季細寄に料私願共に川船有り に免出来
年の改り更極下て更に以事
武家に無船にて如何とに於て極下不更
船共季細寄付川船有り に於道帳面に下附来ける
十二月

享保五子年十二月

覚

一 下田立湊口より行かたを為に付風波に即難事又
武者乗破損に及ひ其上無船にての船も多く有
諸回船にて多の民難義仕其他に此時に於て
浦賀湊に以番所に作付る
一 諸回船に長き米穀り始其外炭薪材木土等

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

三月

享保六辛丑年

近年[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

付船一取締

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

祭礼取締

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

取締

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

[illegible]

六月

[illegible]

節儉

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

一

一

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

水恵

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

右之通書圖為上王所用之書所以爲知者也

七月

延享二年二五月十八日

先手所之所代与中手の事之変致方ニ宜事ニ
有之ニ付相止ニ得ニ物書ニ手の世ニ之て八所用
指支ニ候ものニ付物書迄之手のを百抱ニ答ニ
相成ニ変近来右物書ニ前之所代之事
相成所用并所用ニ相之ニ而名斗家主名主
中学ニ可受学候ものも世之ニ候自分ニ而名斗

取締

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3
ガラス使用

古觸事ハ義書役ニ其の写ニ遣ル町内ニ
中学又ハ不中学相論ハ事もまゝ書役仲ヶ
写ニ右ハ合なと致し無ニ中合諸事ハ不直
ニ無斗致ハ面相学ハ甚ハ埒ニハ如斯成
行ハ役ハ早竟ニ此所ニ名主家主ハ未熟ニ
自分ニ一の未勤役ハ書役ニ其の共ハ為致又ハ
此事諸人比ハ名主五人組家主共の

名代ニ名出町用ニ役ハ猶ハ物書ハ其ニ満ニの也
主ハ故れの法ニのハ猥ニ相成ハ追ニ吟味ニ上
急度相替ニ可ニ可ニ写ハ町ニ名主家主
也急度人ハ誅弥来熟ニ無ニ招ニ中付事
以上
丑五月

取辭

[illegible]

門用[illegible]

門用[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

一
一

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

[illegible]

十月

取締

御令

[illegible]

申渡

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

815
3

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用